

沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱の概要

1 要綱の内容

産業廃棄物処理施設等（積替・保管場所・設置許可対象施設以外の施設を含む）の設置・変更に係る廃棄物処理法に基づく申請又は届出に当たり、あらかじめ、地域住民等に情報を公開し、事前協議を行うための手続きを定める。

《 特徴 》

《 事前協議の手続の流れ 》

- | | |
|---|----------------------------|
| ① 許可申請前に市町村、住民に対する情報公開、試験聴取等を実施 | ① 事前協議書の提出（事業者） |
| ② 情報公開の方法は、説明会の開催（積替保管施設等）又は公告縦覧（焼却施設等一部施設） | ② 公告・縦覧（事業者） |
| ③ 手続きの実施主体は事業者 | ※ 焼却施設、熱分解施設、2(2)ウに掲げる施設のみ |
| ④ 説明会開催後、県は住民・市町村意見等を勘案し事業者に必要な措置を指示 | ③ 説明会の開催（事業者） |
| ⑤ 事業者は、県の指示事項について関係機関との調整等を実施 | ④ 住民意見の提出（地域住民） |
| ⑥ 敷地及び隣接地主の同意書、協定書（市町村・住民の要望があった場合のみ）取得が必要 | ⑤ 見解書の提出（事業者） |
| | ⑥ 関係市町村長の意見聴取（県） |
| | ⑦ 事業者に対し必要な措置を指示（県） |
| | ⑧ 指示事項に関する協議終了報告書の提出（事業者） |
| | ⑨ 事前協議終了通知（県） |

2 事前協議の対象者等

(1) 対象者

- 対象となる産業廃棄物処理施設等の設置を伴う申請又は届出を行おうとする処理事業者
- ※ 処理事業者：自ら処理を行おうとする排出事業者
処理業の許可を受けている者又は受けようとする者

(2) 対象となる施設・申請等

ア 収集運搬業に係る積替・保管場所の設置等に係る申請等

※ 積替・保管場所の設置場所が、都市計画法で定める準工業地域、工業地域、工業専用地域又は港湾法で定める重要港湾内の臨港地区である場合には、事前協議は不要です。

- ① 積替・保管場所を設置する場合の収集運搬業の新規許可申請
- ② 次の変更を含む変更許可の申請
 - 積替・保管場所を新たに設置する場合
 - 産業廃棄物の種類を追加しようとする場合
- ③ 次の変更を含む変更届出
 - 積替・保管場所の所在地を変更する場合
 - 保管面積又は保管上限を10%以上増加させる場合
 - 積替・保管を行う産業廃棄物の種類を追加する場合

イ 焼却施設又は熱分解施設の設置等に係る申請等

- ① 焼却施設又は熱分解施設の設置を伴う処分業の新規許可の申請
- ② 次の変更を含む変更許可の申請
 - 焼却施設又は熱分解施設を変更又は追加する場合
 - 焼却施設又は熱分解施設において処理する産業廃棄物の種類を追加しようとする場合
- ③ 次の変更を含む変更届出
 - 焼却施設又は熱分解施設の処理能力を10%以上増加させる場合
 - 焼却施設又は熱分解施設の所在地を変更する場合
 - 焼却又は熱分解を行う産業廃棄物の種類を追加する場合
 - 焼却施設又は熱分解施設における処分のための保管施設において、保管面積又は保管上限を10%以上増加させる場合、保管を行う産業廃棄物の種類を追加する場合

ウ 焼却施設、有害物質処理施設又は最終処分場等の設置等に係る申請等

以下の対象施設の設置許可・変更許可の申請（法第15条第3項ただし書に該当する場合及び過去に事前協議を終え協議事項に変更の無い場合を除く）

- ① 政令第7条各号で規定する焼却施設
- ② 政令第7条第9号で規定するダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設
- ③ 政令第7条第10号で規定する水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- ④ 政令第7条第10号の2で規定する廃水銀等の硫化施設
- ⑤ 政令第7条第11号で規定する汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- ⑥ 政令第7条第11号の2で規定する廃石綿等又は石棉含有産業廃棄物の溶融施設
- ⑦ 政令第7条第12号の2で規定する廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
- ⑧ 政令第7条第13号で規定するPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
- ⑨ 政令第7条第14号で規定する産業廃棄物の最終処分場

(3) 事前協議書への添付書類

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 産業廃棄物処理施設等の位置図（縮尺1/25,000程度のもの）及び付近の状況のわかる地形図（縮尺1/25,000程度のもの）
- (3) 産業廃棄物処理施設等の位置・構造等の設置に関する計画書（焼却施設、熱分解施設又は上記(2)ウに掲げる施設の場合に限る。）
- (4) 産業廃棄物処理施設等（保管施設を含む。）の構造・能力を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図及び設計計算書
- (5) 産業廃棄物処理施設等の設置場所の字図、地番等の一覧及び土地の登記事項証明書
- (6) 中間処理施設にあっては、次に掲げるもの
 - ア 処分後の産業廃棄物の処理法
 - イ 処理工程図
- (7) 最終処分場にあっては、次に掲げるもの
 - ア 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - イ 災害防止のための計画書
- (8) 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画書（焼却施設、熱分解施設又は上記(2)ウに掲げる施設の場合に限る。）
- (9) 産業廃棄物処理施設等が設置されることにより生活環境に及ぼす影響が生じるおそれのあると考えられる地域の範囲を記載した書類
- (10) 産業廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（焼却施設、熱分解施設又は上記(2)ウに掲げる施設の場合に限る。）
- (11) 産業廃棄物処理施設等の設置に係る関係法令の規制状況
- (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 同意書について

対象となる申請又は届出のうち、施設の設置場所によっては生活環境影響が大きくなると考えられることから、事業場の敷地の所有者の同意書その他、準工業地域、工業地域、工業専用地域を除き隣接地の地主の同意書についても求めることとする。

【事前協議の終了に必要な関係書類】

- (1) 産業廃棄物処理施設等を設置しようとする事業場の敷地の所有者の同意書
- (2) 産業廃棄物処理施設等を設置しようとする事業場の敷地に隣接する土地の所有者の同意書（産業廃棄物処理施設等を設置する事業場の所在地が、都市計画法で定める準工業地域、工業地域工業専用地域以外の地域である場合の許可の申請または届出に限る。）
- (3) 地域住民等又は関係市町村長との協定書（地域住民等又は関係市町村長から締結の要望があった場合に限る）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類